

2022年1月18日

中小企業庁長官官房総務課

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。中小法人等・個人事業者等への支援に当たっては、いつもご協力を賜り改めて御礼申し上げます。

さて、登録確認機関に新たに団体を登録する際の申込方法（全国団体の取りまとめ専用）について、下記のとおりご案内いたします。貴団体におかれましては、本事業にご理解いただき、積極的に会員等のご登録、取りまとめにご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、本登録は、全国団体の登録手続きにかかる負担を多少なりとも軽減し、より迅速にアカウントを発行するため、全国団体を通じて、ご依頼させていただいているものであり、当該登録者について、法人確認を省略して登録いたします。

下記に登録方法を記載しておりますので、別添 Excel 形式の「事業復活支援金 全国団体経由新規登録申込シート」（以下「新規登録申込シート」という。）に必要事項を記入の上、ご提出いただけますようお願いいたします。なお、以下の経済産業省ホームページの「事業復活支援金における事前確認への協力依頼」及び別紙 1～3 をご確認ください、内容についてご了承の上、登録申込を行うようお願いいたします。

【経済産業省ホームページ（事前確認について）】

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/jizen.html

1. 登録方法

- (1) 別添の新規登録申込シートに必要事項を記入してください。記入の際には、新規登録申込シートに記載の記載要領等をご確認の上、記入してください。
- (2) 原則、登録する全ての内容について、新規登録申込シートを作成してください。なお、各機関の登録内容を全国団体にて 1 つのシートに統合する必要はなく、法人単位のファイルでご提出ください。
- (3) 各法人単位の新規登録申込シートを、全国団体より下記の提出先まで送付してください。

【提出先】

事業復活支援金事務局（団体登録専用）

ichi-jishienkin@tohatsu.co.jp

- (4) 新規登録申込シートの受領後、順次、事業復活支援金事務局（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社：中小企業庁委託先）にて内容の確認、登録作業を行い、新規登録申込シートに記載されたご希望アカウント数のアカウントを発行します。発行したアカウントについては、記載いただいた連絡窓口のメールアドレスに事務局から ID とパスワードを送付いたします。
- (5) 同じアカウントで、同時に複数者がログインして事前確認を行うことができます。その場合、誰が事前確認を行ったかを確認することはシステム上できません。

※事前確認を行う法人・支店等内の担当者ごとにアカウントを発行することを妨げませんが、アカウント登録済み法人におけるアカウントの追加・更新は頻繁に行えませんので、人事異動等がある場合なども考慮して、法人内で共通利用するアカウントの発行を推奨しています。

- (6) 発行されたアカウントについては、不適切に使用することがないように、各法人内において厳重に管理頂くようお願いします。

2. 受付期間

- (1) 新規登録申込の受付期間は、2022年1月18日から2022年4月15日までとします。なお、新規登録申込の受付期限は、登録状況並びに復活支援金の申請期間及び申請状況を踏まえて変更する可能性があります。
- (2) 2022年1月23日24:00までに事務局まで新規登録申込シートをご提出いただいた場合は、事前確認の受付開始日である2022年1月27日までにアカウントを発行いたします。
なお、その後も、随時登録申込の受付を実施いたします。その場合、受付状況によっては、アカウントの発行に一定の日数を要することがありますので、ご承知おきください。

3. 公表内容

同シートのうち、事務局HP掲載事項とされている内容について、事務局が設置するホームページ等に公表します。なお、担当者名を公表することは致しません。

【事業復活支援金事務局ホームページ（登録確認機関検索サイト）】

<https://reservation.ichi-jishienkin.go.jp/third-organ-search/>

また、申請希望者から事務局の相談窓口に登録確認機関を探している旨の連絡が入った場合には、下記のとおりご案内します。また、新規登録申込シートのうち、「事前確認の受付対象」の欄で「限定なし」をお選びいただいた場合、各種団体に属しておらず、事業性融資先（株式保有先含む）及び顧問先もない申請希望者に対して、個別にご案内する場合があります。

登録確認機関と「継続支援関係（※）」に当たる場合には、帳簿書類等の確認が省略でき、電話での質疑応答のみでの対応が可能です。そのため、事務局ホームページに掲載されている、商工会／商工会議所の会員の方は当該商工会／商工会議所に、農協／漁協／生活衛生同業組合／商店街振興組合の組合員の方は当該組合に、中小企業団体中央会の会員の方は当該中小企業団体中央会に、金融機関の事業性融資先（株式保有先含む）である方は当該金融機関に、顧問の士業がある方は当該士業に、反復継続した支援を受けている登録確認機関がある方は当該登録確認機関に確認を依頼してください。

（※）申請希望者が登録確認機関との間で以下の関係が認められる場合には、「継続支援関係」に該当します。

- ①法律に基づき特別に設置された機関の会員・組合員（過去から1年以上継続しているもの又は今後も含め会員・組合員期間が1年以上のものに限る）
- ②法律に基づく士業の顧問先（過去から1年以上継続しているもの又は今後も含め契約期間が1年以上のものに限る）
- ③預金取扱金融機関の事業性融資先（株式保有先含む）

④登録確認機関の反復継続した支援先（申請希望者の本業で2019年～2021年の間に毎年1回以上の支援実績があるものに限る）

4. 留意事項

- (1) 登録確認機関が事前確認で用いるシステム（事前確認フォーム）については、Windows OS 上の「Google Chrome」、「Microsoft Edge」およびMac OS 上の「Google Chrome」の各最新バージョンで利用可能です。FireFoxについても動作可能な状況であることは確認していますが、万が一、不具合があった場合には、事務局の相談窓口までご連絡ください。なお、Internet Explorer については対応していませんので、予めご承知おきください。
- (2) 登録内容の修正には相当な時間を要するため、登録内容に誤りがないか、提出前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

5. お問い合わせ窓口

事業復活支援金事務局 登録確認機関専用相談窓口

TEL：0120-886-140（フリーダイヤル）

IP 電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475（通話料がかかります）

※相談窓口の受付時間：8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

※電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめの上、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。